

※こちらは、保険始期が平成31年4月1日以降のご契約の補償内容となります。

建設業総合補償制度は、会員専用に関発した団体保険制度で、スケールメリットを活かし各種保険に個別に加入されるより補償が広く割安な保険料でご加入できます。

1. 第三者賠償補償

- **幅広い補償で安心!**
建設業におけるさまざまな賠償リスクを1つの保険契約で補償
- **優良企業には保険料を割引!**
「リスク状況割引」により、保険料が最大10%割引
- **年間包括契約方式で安心! 加入手続きが簡単!**
すべての元請・下請工事が補償されて安心
- **下請負人、発注者の賠償責任も補償!**
補償の対象である被保険者に下請負人、発注者も含まます
(請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険)
- **地盤崩壊に起因する損害賠償責任も補償! (オプション)**
オプション特約で工事中の地盤崩壊による損害賠償責任も補償
- **雇用主の賠償リスクも補償! (オプション)**
オプション特約で被用者の労働災害における雇用主の損害賠償責任も補償

補償内容(支払限度額)

充実の補償内容

第三者賠償補償(損害保険)

身体賠償	1名につき 1億円	1事故につき 3億円 (または5億円、10億円)	(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)
財物賠償 (管理財物の損壊を含む)	1事故につき 1億円 (生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)	(または、 3,000万円、5,000万円 3億円、5億円、10億円)	「財物損壊を伴わない使用不能損害」 ▶1事故につき… 500万円 「事故原因の仕事の目的物自体の損害」 ▶1事故、保険期間中につき 500万円
免責金額(自己負担額)	1事故につき 3万円	(身体賠償・財物賠償それぞれ)	
借用・支給財物損壊補償	1事故、保険期間中通算 500万円	(免責金額1事故につき5万円)	
人格権侵害・広告宣伝活動による権利侵害補償 訴訟対応費用 初期対応費用	1事故、保険期間中通算 500万円		
被害者治療費等	1回の事故につき被害者 1名 について	死亡・重度後遺障害・入院 … 10万円 通院… 3万円	1事故、保険期間中 300万円 通算…
工事遅延損害	1事故につき 500万円	対象工事の請負契約書の遅延規定に規定された工事の遅延による損害賠償金の額、または500万円のいずれか低い額となります。	

オプション契約による地盤崩壊危険補償特約

【標準補償】	
財物賠償	1事故、保険期間中 1,000万円 もしくは 2,000万円
免責金額(自己負担額)	1事故につき 5万円
【ワイド補償】	【標準補償】よりお支払対象となる事故の範囲が広がります。 この特約(ワイド)により新たに支払対象となる部分の補償内容
財物賠償	通常支払対象となる部分と合算で 1事故、保険期間中通算 1,000万円 もしくは 2,000万円
縮小支払割合 [新たに支払対象となる部分のみ]	損害額の 50%
免責金額(自己負担額)	通常支払対象となる部分と合算で 1事故につき 5万円

オプション契約による使用者賠償責任補償特約

加入にあたっては、「主業務」と「支払限度額」を選択いただいた上で、現在ご加入の「共済制度(注)」の加入内容をご報告ください。

主業務	支払限度額
土木 または 建築	1回の災害および保険期間中通算 5,000万円 または 1億円 または 2億円 または 3億円

(注)共済制度とは、労働者災害補償保険法施行規則(昭和39年労働省令第22号)別表第一に規定される障害等級の第一級から第七級までに係る障害補償給付および障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基となった災害の全てを補償対象とする共済制度をいいます。

2. 工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）

・幅広い賠償で安心！

工事の対象物・工所用材料等について、火災、台風、洪水、豪雪、土砂崩れ、盗難等の不測かつ突発的な事故による損害を補償

・第三者賠償補償とセット加入で保険料を割引！

セットで加入すれば工事補償の保険料を10%割引

・年間包括契約方式で安心！加入手続きが簡単！

すべての工事が補償されて安心。
また年間の完工高のみのご報告でご加入できて手続きも簡単

・自社所有建機等も補償！（オプション）

自社所有の建設用工作車の損壊・盗難を補償（工事現場に所在する間のみ対象）

補償内容（支払限度額）

土木工事（土木工事保険）

1 工事あたりの
支払限度額

1 事故かつ 1 工事期間中につき **2,000万円**
もしくは各工事の保険金額（＝請負金額）のいずれか低い額

1 事故あたりの
免責金額（自己負担額）

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合：**0円**
(2) 盗難の場合：**10万円**
(3) (1) (2) 以外の事故による場合：**150万円**

1 事故あたりの
支払限度額

各工事の保険金額（＝請負金額）
※工具は、保険期間中 **100万円**まで。（建設工事保険のみ）

1 事故あたりの
免責金額（自己負担額）

10万円
ただし、火災、落雷、破裂・爆発の事故については適用しません。

建築工事（建設工事保険）
組立工事（組立保険）

公共工事遂行支援特約

本特約は公共工事を担う建設事業者を支援する特約です。公共工事を対象とし、復旧費の算出方法を変更します。

（土木工事保険・建設工事保険・組立保険共通）

●資材・労務費※の単価アップによる追加費用 ▶ 請負金額の積算単価の**20%**アップ限度

※公共工事以外の工事については、従来通りの補償となります。

（土木工事保険のみ）

●特別費用補償 ▶ 損害の生じた保険の対象の復旧に要する急行貨物割増運賃、
残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金を復旧費に算入します。

※建設工事保険・組立保険については、通常補償の中に特別費用補償も含まれております。

建設用工作車補償特約 オプション

自社所有の建設用工作車※の損壊・盗難を補償！

※ご加入いただいている保険種目に対応した工事現場に所在する間のみ対象です。また、登録、車両番号の指定を受けているものは対象外となります。

支払限度額

保険期間中通算 **500万円**

免責金額（自己負担額）

1 事故につき **10万円**

このホームページは保険の特徴を説明したものです。詳細は各府県の「建設業総合補償制度」パンフレットをご覧ください。